

令和8年度兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所 会計年度任用職員（県政推進員）採用選考案内

- ・受付期間 令和8年7月29日（水）～令和8年8月7日（金）〔必着〕
- ・試験日 令和8年8月18日（火）
- ・任用期間 令和8年9月1日（火）～令和9年3月31日（水）
- ・勤務場所 阪神南県民センター尼崎港管理事務所（尼崎市道意町7-21）

1 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定 人員	主な職務内容	勤務形態
県政推進員	1 人	工事事務(予算管理、契約事務補助)	週29時間（原則 7 時間15分×週4 日）

※所属長の定める範囲で職務内容が変更となる場合があります。

2 受験資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
応募者多数の場合、一部書類選考のみによる選考を行う場合があります。
- (2) 日 時
令和8年8月18日（火）
※試験時間は申込み後、別途お知らせします。
- (3) 場 所
兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所
〒660-0083 尼崎市道意町7丁目21番地 TEL：06-6412-1396

4 申込先及び申込方法

下記まで郵送又は持参で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。
〔受験申込先〕
〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

※ 申込者には、試験日時・会場等をメールにより通知しますので、採用選考申込書兼職務経歴書に、メールアドレスを必ず明記してください。受信設定が必要な場合は、pref.hyogo.lg.jp を受信できるようにしてください。

※ なお、8月14日(金)を過ぎてもメールが届かない場合は8月17日(月)に兵庫県阪神南県民センター総務防災課（総務担当）まで電話で照会してください。

5 合格発表

選考試験実施後、1週間程度で文書により通知します。

6 採用予定時期

- (1) 採用日は原則として令和8年9月1日（火）です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

7 任用期間

令和8年9月1日～令和9年3月31日です。

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 169,100 円～177,200 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があるほか、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

- (2) 期末手当・勤勉手当 変更する予定

年間計 4.65 月（6 月期 2.325 月、12 月期 2.325 月）

※ 在職期間に応じた割り落としあり

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

※ 期末手当等の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

- (3) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

- (4) 勤務時間

週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）

- (5) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

- (6) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

- (7) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。